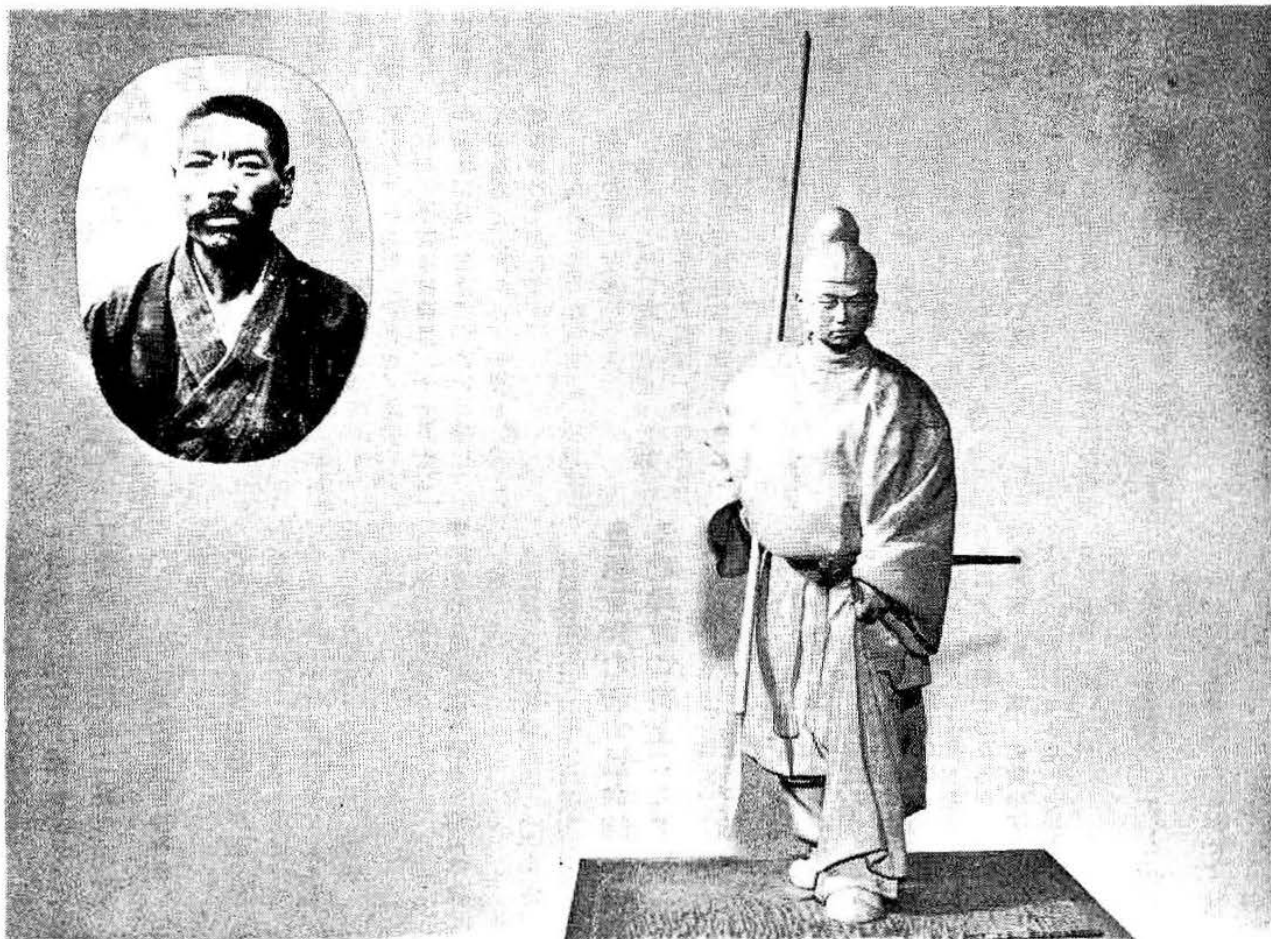


あ さ ひ



郷土の文化遺産や文化人の足跡をたずねて

(8)

… 天才彫刻家 平坂芳文 …

郷土の誇るべき彫刻家、平坂芳文氏は、文久3年、朝日町平柳宮大工彫師柳下平左エ門の二男として出生、平坂文左エ門の養子となったが、その間実父や実兄と共に近郷の社寺建築に従事、特に拝殿門の竜の彫刻などを担当、近くは佐味神社、五社の社、桜町八幡宮、宮崎鹿嶋神社の竜の彫刻などの製作に従ったと伝えられ、その抜群の才能が認められて当時市振在住の北村四海に師事し、本格的な彫刻を研究した。四海没後は単身上京して、当時の帝展審査員の牙彫の大家吉田芳明について牙彫に没頭したと言われている。

中央において大いにその存在を示したが、個性が強く、先輩等との意見の相違から憤然として郷里に戻り以来泊において日を彫刻に従事するかたわら好きな釣を楽しんだ。

某日小川元湯奥にいわな釣に出かけ、それ以後健康を害して五十七才で故人となったが、郷里には幸い晩年の名作、農夫、釣人、古代人、露、鏡などが残っている。

氏の真価について、当時の美術評論家、関如采が次のように評価している。

「彫刻家平坂芳文は真に朴訥な人である。いわば野育ちのま

まの人である。

一面において人格の人として推されている。従ってその作品もまた素朴な原始的情緒の流露している。

世の芸術の邪露にふみこみ、そこで鍛えあげた技巧にしばられ、新なる活動の舞台に入ることのできない人たちは、あるいは君の素朴な作品を見てとかくの批評を下すかも知れない。しかし君の人格をいかんともすることはできない。人格は本である。技巧は末である。本たつて道生ず。いたずらに技巧の末に従って作品を評する軽薄漢は今日の芸術界には無用である。」けだし現代の芸術家にも等しく聞かせたい一言である。

大正4年に郷里富山県で「芳文会」という後援会が結成されたが、これには当時中央の彫刻界の大家や、郷土の知名士はもちろん文部省美術審査員の米原雲海、山崎朝雲、竹内久一、帝宝博物館の高橋健自、平柳田中の名などが見られ氏の存在が中央において如何に大であったかがわかる。過去に多くの芸術家を生んだわが朝日町の土壌は、このようなすぐれた芸術家の手によって築かれたものであることに思いをいたしたい。

＜写真氏は氏の名作古代人中大兄皇子像＞(朝日町某家蔵)

明

正

選

挙

富山県知事選挙

投票日は十二月二日(日曜日)です

…… 尊い権利を正しく使いましょ……

富山県知事選挙の投票が次の要項により行なわれます。選挙権は私たちに与えられている尊い、そして政治に参加することのできる、重要な権利のひとつです。この尊い権利を自ら放棄することなく、投票日には必ず投票所へ出向いて、自分の意志を示しましょう。

記

一、投票日

十二月二日(日)

二、投票時間

午前七時から午後六時まで

(投票締切一時間前の午後五時にサイレンを吹鳴……一分間)

三、投票できる人

満二十才以上で、十一月六日現在富山県内に三カ月以上住んでおり、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。即ち富山県外へ転出された人は投票することができません。

不在者投票について

次のような理由で、選挙当日(十二月二日)投票することができない人は、印鑑をもって朝日町選挙管理委員会事務局(議会議場)へ行き、所定の手続きをされると、投票日前

議会だより

一般会計補正予算(第三号)と
工事請負契約の二案件可決

(朝日町議会臨時会)

▽あらまし

昭和四十八年第五回朝日町議会臨時会は十月三十一日会期一日として開会されました。本臨時会では上程案件二件を原案どおり可決し閉会しました。

可決されたもの

▼昭和四十八年度一般会計補正予算(第三号)
補正額三千六百三十八万一千円で

農業を営む者の社会的、経済的地位の向上のために
富山県農地開発公社

事業案内

(一)農用地(田、畑)の売買事業

買入先：農地所有者ならどなたでも可

売渡先：一定の資格のある方

(経営面積及び農業労働力五十五才以上は後継者のある事など)

(二)農用地(田、畑)の貸借事業

借入先、貸付先とも(一)と同じ

契約期間 一〇年間

小作料

公社が借りる場合 一〇年分の前払い。

公社が貸す場合 一年毎に支払う。

いずれも小作料は標準小作料に基づいて関係者合意の上決定する。
(三)水田(休耕水田)買入事業

予算総額が十三億一千九百九十二万一千円になりました。
補正予算の主なもの、泊中部保育所改築費三千二百八十八千円と教育管理費四百二十七万三千円(これは泊小学校が四十九年度の新入生が増加し教室が不足するため増改築するもの)です。

▼工事請負契約の件

工事名 泊中部保育所改築工事

工事内容 鉄筋サモコンクリー

ト造陸屋根二階建一棟

一階 八百三十一・六九㎡

二階 三百四十二・三〇㎡

契約金 七千九百九十九万円

契約の相手方

増山工務店代表 増山八郎

休耕水田や普通の水田を買入れ畑や採草放牧地又は果樹園に転換する農業者に売渡し又は貸付けたり公共団体等が畑作団地、畜産団地などに利用します。

■価格

買入価格は近くの売買事例により平地においては道路に面したり、町並みに近いなどある程度まではご相談に応じます。

2. 優遇措置

(イ)譲渡所得税：二五〇万円控除(普通は一〇〇万円)

(ロ)不動産取得税(普通の三分の二)

(ハ)登録免許税一〇〇〇分の六(普通は一〇〇〇分の五〇)

(ニ)農地取得資金：六〇〇万円(普通は二〇〇万円)

(ホ)農地法特例：不在地主扱いはしません

但し(ロ)は農振法適用後

詳しくは町の農業委員会へお問い合わせください。

消防署だより

隣にも 声かけあって
よい防火

秋季 火災予防運動

十一月二十六日から

十二月二日まで

日増しに火の気がほしくなってきました。火災の発生もこれらが最も多い時期です。各家庭では各種の暖房器具を備えられています。使用方法をあやまると、恐ろしい火災発生器となります。特にガストーブ、石油ストーブの取り扱いには充分注意して、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を期しましょう。

全国一斉実施事項

(イ)吸いからの投げ捨てと寝たばこをしないこと。

(ロ)老人、子供、病人等は避難のしやすい場所に寝かせること。

(ハ)火災は初期であれば、わずかの水や消火器で消せますから、普段からバケツや消火器の準備をしておくこと。

一、期間中はつぎの要領でサイレンを吹鳴いたします。

朝七時と午後九時の二回

十五秒、六秒、十五秒、六秒、

十五秒

休

休

二、期間中に消防職員及び消防団員が皆さんの家庭の査察を行ないますので協力ください。

火事と救急は、局番なし(一一九)

一般問い合わせは(三—〇〇〇九)

火災予防条例の改正

よく読んで 規則を守り

恐ろしい火災を防ごう

11月一日から施行

このたび朝日町では、九月議会において朝日町火災予防条例が全部改正され、来年一月一日から施行されることになりましたので、今回から二回にわたり改正の主な点についてお知らせいたします。

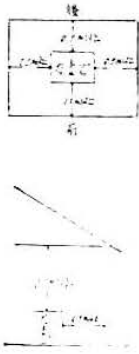
改正の目的は現在の条例では社会的な生活様式が変わり、使用している燃料も灯油又はプロパンガス等を使った器具が多くなってきており、そのため少しの油断から火災が発生するようになったので全国的に改正されつつあるものです。

一、炉、及びかまど

炉といわれるのは一般家庭には少なく工場や、パン屋等に使われているものです。

かまどとは一般家庭に使われているものですが、ここでは炉、かまどばかりでなく石油コンロ、石油ストーブの使用にも適用されます。

かまどを設けるときは、左上の図のように距離をとって下さい。



炉及びかまどは使用される種別によって右下の図のような保有距離が必要となります。一般家庭のかまどは

主に低温用が使われております。

種類	保有距離		
	上方	後方・側方	前方
使用温度が800℃以上のもの	2.5m以上	2.0m以上	3.0m以上
使用温度が600℃以上のもの	1.5m以上	1.0m以上	2.0m以上
使用温度が400℃以上のもの	1.0m以上	0.5m以上	1.5m以上
使用温度が200℃以上のもの	0.5m以上	0.2m以上	0.8m以上

ただし、鉄筋コンクリート、その他の燃えない構造の場所に設けるときは距離を少なくできます。

階段及び避難する出入口からは五メートル以上はなす。

地震その他の振動などにより倒れたり、われめができたり、こわれたりしないようにつくる。

新、石炭及びもみからを使う炉又はかまどは、たき口から火の粉が飛ばないようにするとともに取灰入れ及び燃料置場をつくる。

取灰入れは、ふたのある燃えないもの、燃料を置くところは、たき口から約一・二メートル以上はなす。

灯油や重油及びプロパンガスを使用する炉及びかまどを設ける室内は壁及び天井は燃えないもので仕上げ

二、燃料タンク

灯油又は重油を入れる燃料タンクを設ける場合は次のことを守ってください。

下さい。

(1) 燃料タンクを乗せる台は、燃えないものでつくる。地震等のときにタンクが台から落ちたり、倒れたりしないようにする。また、使用中に油がもれたり、こぼれたりしないように注意する。

(2) タンクとたき口との距離は二メートル以上はなすか、またはブロックの塀などをしてタンクへの引火を防止する。

(3) タンクは油の量に応じて次の表にあける厚さの鋼板又はこれと同じような強さのある金属板でつくつたものを使用する。

例えば、ドラム缶と同じ容量の二〇〇リットル入りのタンクを作る場合は、一・六ミリメートル以上の鋼板等で作ること。

タンクの油量	板厚
五ℓ以下	〇・六mm以上
五ℓをこえ 二十ℓをこえ	〇・八mm以上
二十ℓをこえ 四十ℓをこえ	一・〇mm以上
四十ℓをこえ 一〇〇ℓをこえ	一・二mm以上
一〇〇ℓをこえ 二五〇ℓをこえ	一・六mm以上
二五〇ℓをこえ 五〇〇ℓをこえ	二・〇mm以上

(4) タンクを屋内に設けるときは、土間、コンクリート、その他、燃えないものでつくった床の上に設ける。タンクには、見やすい位置に油の量が、だれが見てもわかるゲージその他の装置を設ける。

この場合において、ゲージがガラス管で作られている時は、金属管等、パイプ等で保護して、ガラス管がわれないようにする。

(5) タンクの配管には、タンクの近くに

で操作のできる所に開閉弁を設ける。ただし、地下タンクの場合は差しつかえない。タンクに水がたまった時には、水抜きができるようにしておく。

(6) タンクまたは、配管には、る過できるような装置をつける。但し、炉又はかまどのタンクまたは配管にあつては、その装置のついていないものについては、設けなくてもよい。

(7) タンクには、空気を入れる通気口または、通気管を取り付ける。この場合タンクが屋外にあるときは、通気口または、通気管から雨水が入らないようにする。

(8) タンクの外側に、錆ないようにベンキ等の塗料を塗ること。但し、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他錆にくいもので作ったタンクは錆止めの塗料を塗らなくてもよい。

タンクから炉、かまどまたは、ボイラーまでの配管は、金属管を使わなければならない。但し、炉かまどまたは、ボイラータンクにつなぐ部分が金属管がどうしても使われない場合は、使用している油でくさらない金属管以外の管を使ってもよい。

(10) つなぐときは、ねじでつないだり、フランジでつないだり、溶接をすることが出来る。但し、金属管と金属管以外の管とつなぐ場合は、さし込みでつなぐことができるが、さし込みでつなぐ場合は、そのつなぐ部分をホースバンドで締めつける。

三、ボイラー

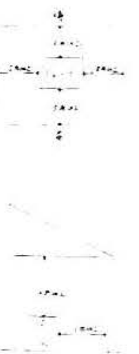
一般家庭に多く使っているボイラー(一時間の消費熱量が、二万キロカロリー未満のもの。)を設ける場合は、木造部分からの距離を左の図及び表のように、はなして取り付ける

種類	保有距離		
	上方	後方・側方	前方
消費熱量が二万キロカロリーの以上のもの	1.2m以上	0.4m以上	1.5m以上
消費熱量が一・二万キロカロリーの以上のもの	1.0m以上	0.3m以上	1.0m以上

蒸気を通す管は燃えやすい壁や床、または天井等を貫通させるときは、その部分に石綿や、けいそ土、その他の断熱材で管を包んでください。それと同時に蒸気の圧力が異常に上昇したときには、自動的に働く安全弁や、その他の安全に働く装置を取り付けること。

四、ストーブ

薪や、石炭、油を燃料とするストーブ(持ち運びのできない)を設けるときは、木造の部分からの距離を左の図のように離して取り付けてください。



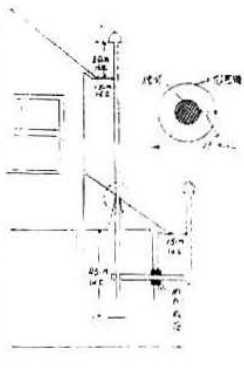
薪や、石炭を使用するストーブには、燃えにくいもので造った、たきから受けを取り付けてください。

五、移動式ストーブ

移動式ストーブ(持ち運びのできるストーブで通常の家庭にある石油ストーブをいいます。)は特殊装置のついたものでなければ昭和五十三年一月一日からは使用できなくなりま

六、煙突

煙突を設ける場合は、木造の部分からの距離は左の図のようにはなして取り付ける。

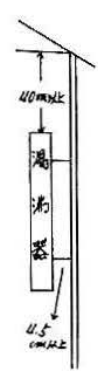


煙突の先端から一メートル以内に建物があるとき、または、その建物に窓があるときは、窓から六十センチメートル以上高くする。
煙突掃除のしやすいようにしてつくることと同時に、煙突掃除は少なくとも二カ月に一度は実施して火の粉の出ないように注意する。
燃えやすい壁、床、天井等を通する部分には、めがね石をはめ込むかまたは、燃えない物でおおふこと。
めがね石とは、石又はコンクリート等で作った物です。

上の図のような大きさにつくり厚さはめ込む壁の厚さと同じ位にして下さい。

七、ガス湯沸器

ガス湯沸器を設ける場合は、燃えやすい物からの距離は左の図のようにして取り付けてください。



八、給湯湯沸設備

給湯湯沸設備と云うのは、主にセントラルヒーティング等を使用される二カ所以上の所へ湯を送るようになってゐる湯沸器です。
セントラルヒーティングを作るために湯沸器を設けるときには、燃えやすいものからの距離は左の図のようにして取り付ける。

九、火を使用する器具等を取扱う時の注意

灯油、プロパンガスを燃料として使用する器具(石油コンろ、石油ストーブ、ガスコンろ等)を取扱うときは次のことを守る。

種類	保有距離	石油ストーブ		石油コンろ		ガスコンろ	
		種類	距離	種類	距離	種類	距離
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

昭和四十八年九月末までに県下で交通事故で死亡した人は一八人で、警察では本年中の死亡事故を最小限に抑止するため総力を挙げて、「ストップ交通事故運動」を十月五日から十二月三十一日まで実施することになり目下この運動を進めています。

重点は

- 横断者をまもる。(十月)
- 一時停止の協行(十一月)
- 無理な追越しをしない(十二月)

を積極的に実施します。

もちろん、県、市町村、関係機関の一体的協力のもとに推進されるわけですが、例年十月から年末にかけて死亡事故が激増していますのでみなさんがたもしっかりと交通のきまりをまもりこの運動にご協力ください

①地震等のときに上から燃えやすいものが落ちてこないような所で使用する。
②地震等の時に倒れたり、または、台の上から落ちたりしないようにする。
③器具は燃えないものでつくった台の上で使用する。
④火をつける前に油がこぼれていないかよくたしかめてから火をつける。
⑤使用中は器具を動かしたり、油を補給したりしない。
⑥器具の付近はいつも整理して油や、その他の燃えやすいものを置かないように注意する。
⑦器具に給油のとき、油がもれたり、またはあふれたりさせてはいけません。(下に受け皿を準備して注油する)
⑧故障したりまたは、こわれたものをそのまま使用してはいけません。
⑨プロパンガスのゴムホースは、家の中で二メートル以上使用しないこと。またボンベ、圧力調整器から三〇センチメートル以下となるようにして使用する。
⑩コンロ、石油ストーブを使うときは、燃えやすいものより距離を次の表の通りにして使用する。

さわやかな秋を無事故で

▼みんなのねがい交通安全▲

Ⅱ ストップ交通事故運動に協力を

昭和四十八年九月末までに県下で交通事故で死亡した人は一八人で、警察では本年中の死亡事故を最小限に抑止するため総力を挙げて、「ストップ交通事故運動」を十月五日から十二月三十一日まで実施することになり目下この運動を進めています。

重点は

- 横断者をまもる。(十月)
- 一時停止の協行(十一月)
- 無理な追越しをしない(十二月)

を積極的に実施します。

もちろん、県、市町村、関係機関の一体的協力のもとに推進されるわけですが、例年十月から年末にかけて死亡事故が激増していますのでみなさんがたもしっかりと交通のきまりをまもりこの運動にご協力ください

を積極的に実施します。

もちろん、県、市町村、関係機関の一体的協力のもとに推進されるわけですが、例年十月から年末にかけて死亡事故が激増していますのでみなさんがたもしっかりと交通のきまりをまもりこの運動にご協力ください

を積極的に実施します。

もちろん、県、市町村、関係機関の一体的協力のもとに推進されるわけですが、例年十月から年末にかけて死亡事故が激増していますのでみなさんがたもしっかりと交通のきまりをまもりこの運動にご協力ください

を積極的に実施します。

もちろん、県、市町村、関係機関の一体的協力のもとに推進されるわけですが、例年十月から年末にかけて死亡事故が激増していますのでみなさんがたもしっかりと交通のきまりをまもりこの運動にご協力ください

を積極的に実施します。

もちろん、県、市町村、関係機関の一体的協力のもとに推進されるわけですが、例年十月から年末にかけて死亡事故が激増していますのでみなさんがたもしっかりと交通のきまりをまもりこの運動にご協力ください

⑪電気を熱源として使用する器具は、電気を通じたままにしてはおいておかないこと。また安全装置を取りはずしたり、器具にあわないうものを取り替えたりしない。

一〇、たき火

油やプロパンガス等火のつきやすい品物の近くでたき火をしてはいけません。たき火をするときは水や、消火器を準備し、燃えやすい物を取り除いてから、火をつけるようにする。また火災と思われるようなたき火をするときは必ず消防署へ届け出をしなければならぬ。

十一、火災警報が発令されたときは次のように火の使用が制限されます

1. 屋外ではたき火をしてはなりません。
2. たばこの吸殻や、たき火したあとの始末を完全にします。
3. 屋外では油や火のつきやすいものの付近でたばこを吸ってはならない。
4. 家の中で火を使用する時は、窓や出入口を閉めてから使用する。

十二、乾燥機

農家で多く使われている乾燥機は、使用前に必ず乾燥機の点検をしてから使用する。それとバーナーの中にゴミが入らないようにするとともに乾燥機の付近に燃えるようなものを置かないこと。又必ず消火器を備えておく。消火器は油火災に効果の強い粉末消火器がよいでしょう。使用中は引火等のないように見張ってください。

第十一回青年議会開かれる

議長に沢田 修君

副議長に水島益栄さん

議会広報発行を提唱

第十一回朝日町青年議会議員選挙は去る九月十七日に告示、二十七日に選挙の結果十八名の当選が確定し十月十一日午後八時より町議会議場において組織議会を開きました。

組織議会に先立って行なわれた開会式では、折谷連青団長の挨拶、中川町長、酒井町議会議長、藤条教育長の激励があり、組織議会では、寺崎道義君(泊)を仮議長に議事が進められ、会期を十二月九日までの六十日間、また議長に沢田修君(大)、副議長水島益栄さん(境)を選出しました。

続いて寺崎議員から「一昨年から青年議会で取り上げてきている町議会広報の必要性を今一度、広く町民や町議会へ呼びかけ、町議会の議会広報発行を促す意味で議会広報発行促進特別委員会を設置しようではないか」と提案され、草原議員(山)が賛成討論をした後、全会一致で可決、設置されました。

その後中川町長から「昭和四十八年度施政方針演説」があり、これを一括議題とし各委員会に付託すること、組織議会を終えました。

各委員会別議員名

(◎委員長 ○副委員長)

総務委員会

(十名)



草原 庄一 (山)



木村 幸夫 (泊)



水島 益栄 (境)



松下 孝雄 (南)



長井 勝路 (笹)



高松 均 (大)



柳下 善一 (泊)



長井 栄 (笹)



深沢 一男 (境)



広幡 悟 (五)



江端 文男 (山)



浜田 昌英 (五)



川上 得光 (南)



九里 正憲 (山)



堀内 俊枝 (笹)



宇田 芳昭 (南)



寺崎 道義 (泊)



沢田 修 (大)

朝日町の文化サークル活動

あらゆる流派や
主張を超えて
後進の育成と
町の美術振興のために
美術団体、泡、

※議会広報発行促進特別委員会 (四名)

◎寺崎 道義(泊) ○草原 庄一(山)
木村 幸夫(泊) 沢田 修(大)

朝日町は古くから、文化の町として聞こえ、詩人、歌人、俳人、美術家など、多くの文化人を世に送り出しているが、特に美術部門では、故人となった平坂芳文氏、現存の開発芳光氏をはじめとして、戦後故人となった水野徳二氏、現在日展の大御所柚木芳氏等多くの彫刻家、院展出身の豊秋半次氏や日本表現派の長崎真氏らの日本画家、井口文秀氏、仙名秀雄氏などの洋画家のほか、日展の大平山崎氏などの著名な書道家を生んでいる。

また、現在郷土において活躍中の美術家も多く、芸術表現を通してそれぞれの道に己れの主張を貫こうとして制作活動に没頭している。

既に昭和二十年代の後半頃からこれらの作家が集まって朝日町美術同



・年に一回自主的な展覧会を開催しこれに出品する。
・会費は必要に応じて徴収
申込みは朝日町横尾 佐々木幸雄方
△写真は展覧会風景△

好会を結成したが、当時のメンバーには、日本表現派の主要同人であった日本画家の谷口山郷氏、長崎助之、洋画家の椿寿雄氏、佐々木幸雄氏、行動美術の湯川敏明夫妻、池原堅一氏、故人となった水島琴四郎氏、版画家の間部善治氏や殿村芳謙氏など多彩な顔ぶれである。

近年、会の名称も「泡」と改称、若手新人など多数参加し、彫塑部門も併合し日展で活躍中の田中三太郎氏などのほか評論家として小沢浩氏や広川親義氏、阿部順三氏なども加えて益々盛になりつつあるが会の主張は、流派や主義を越えて相互の研さんと後進の育成に力を注ぎ町の美術振興に寄与しようというものである。

・美術に志す者 誰でも入会することが出来る。

年金 だより

国民年金法が
改正されました

五万四千円の掛金で 九万六千円の年金

先の国会で国民年金法が改正され
明治三十九年四月二日から同四十四
年四月一日までに生まれた人は、国
民年金に任意に加入し、一カ月当り
九百円(昭和四十五年六月分から納
めることができる)の保険料を五年
間分納めることによって、年額九万
六千円の老令年金が受けられるよう
になりました。

この改正は、過去に国民年金に加
入しなかった人に対して、年金制度
への加入の途を開き老令年金を受け
られるようにするものです。

加入を希望される方は、すぐ役場
へ申し出て下さい。

なお、申出期間は昭和四十九年三月
三十一日までです。

ただし、次の方は加入できません

○現在、国民年金に加入している人

○厚生年金、共済組合の被保険者ま
たは組合員

○老令年金、退職年金、通算老令年
金、恩給を受けている人、または
それらの資格期間を満たしている
人

不明の点は住民課へお問い合わせ
ください。

老令特別給付金が 支給されます

該当者は

なるべく早く手続きを

明治三十九年四月一日以前に生ま
れた人には、国民年金制度の経過措
置により、制度への加入を除いてお
り老令年金の支給の機会が与えられ
ませんでしたが、先の国会で国民年
金法の改正によって、それらの人に
対しては来年一月から月額四千円(年
額四万八千円)の老令特別給付金)が
支給されることになりました。

これらの人は七十才になると老令
福祉年金(月額五千円)が支給され
ますので、この給付金は七十才まで
支給されます。ただし、老令福祉年
金と同様、公的年金を受けている場
合や所得による支給制限があります
ので、くわしいことは役場でおたず
ねください。第一回の支払いは来年
五月に郵便局で始まりますが、該当
者の方は早く役場で請求手続きをし
て下さい。

請求手続きには、印鑑・現に公的
年金を受けている人は、その証書を
ご持参ください。

旧軍人恩給、扶助料が よくなりました

— 恩給法の改正 —

旧軍人軍属の加算年は、軍人恩給

廃止前には実在職年と同様に恩給年
額計算の基礎に算入されていましたが、昭和二十八年の軍人恩給再出
以後は単に普通恩給の受給資格を取
得するためのいわゆる資格期間とし
てのみ算入され、恩給年額には算入
されないで現在に至っていました。
本年十月一日より恩給法の改正に
よりこのような取り扱いが一部改善
され、次の恩給、扶助料について実
在職年と合わせて四十年に達するま
で加算年が金額計算に算入されるこ
とになりましたので心当りの方は住
民課福祉係に申し出て手続きしてく
ださい。

一、七〇才以上の方の普通恩給、
扶助料

二、傷病恩給が併給されている普
通恩給

三、妻子が受けている扶助料

住民の窓口

印鑑証明の 方法が変わりました

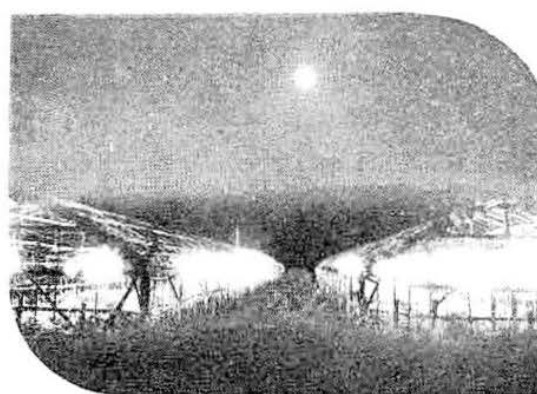
▽印鑑登録証明書の交付△

みなさんと密接な関係にあり、し
かも重要な役割を果たしておりまし
た印鑑証明書の交付は、いままです
口で手書きしておりましたが、印鑑
事務の確実性と来客の待ち時間を短
縮させるということで、十月から機
械により印鑑を複写して印鑑登録
証明書として交付することになりま
したのでお知らせします。

電照菊の作り方



農事



やり方は八月十日頃、葉の数が十
枚位、草丈20cm位の時、(六月末か
ら七月始めに挿芽したもの)四坪分
で一〇〇Wの電球一個を、夕方から
九時頃まで、約五十日間電灯をつけ
るのです。

△写真は不夜城を思わす電照菊の
ビニールハウスV

ぬり変えられる

朝日町の地図

町道 坊々山崎新線

Ⅱ 坂山改良工事完成 Ⅱ

朝日町ではかねてより、町道坊々
山崎新線の拡張改良工事を行なって
おりましたが、このほど完成しまし
た。この改良工事は工事費三百七十
二万円をもって延長二百八十六・七
米を巾員六・〇米にしたもので付近
一帯の交通緩和に役だつことになり
ます。

△写真は完成した
町道坊々山崎新線V



夏の終わり頃から三枚橋地内を通
ると暗い田んぼのあちこちに、不夜
城の様に明るいビニールハウスが浮
かんで見えます。これが電照菊作り
でこのように電灯をつけて花の開く
時期をおくらせるのです。菊は大体
十月下旬から十一月上旬に花が咲く
のが普通ですが、電灯をつけること
によって花の少ない十二月下旬から
一月上旬に咲いて高く売れるのです
今年三枚橋では約一・五haのビニ
ールハウスに電照菊を栽培し一千万
円の売り上げを目標に努力を続けて
います。一般家庭でもやって見ま
せんか。自分で作った電照菊でクリ
スマスやお正月の生花にして楽しんで
ください。

去る十月十四日、十五日の両日、恒例の聖徳太子奉讃会が泊地区で行なわれましたが、町内一、二、三区の各地から、久しぶりで山車が曳かれ、町内の子供達の踊りを先頭に、一区二五〇名、二区二七〇名、三区三〇〇名に及ぶ大部隊の町内婦人会員による朝日音頭の流し踊りが行なわれました。

華やかに飾りつけられた山車を先頭に、時おりバラつく小雨ものともせず、編笠姿に浴衣がけのあでやかな踊りは、都はるみの独得のはり



観光だより

上げる両手も

しなやかに

～朝日音頭町流し～

はなやかに行なわれる

……聖徳太子奉讃祭……



他県の婦人団体活動、学習活動を見聞し、指導者としての資質の向上を図り婦人団体活動の振興を期そうと、このほど婦人国内研修旅行が能登方面を中心として行なわれました。十六名の婦人会幹部は、石川県鹿島郡中島町公民館で同町婦人会幹部

婦人会活動

大きな成果を
収めて帰った
婦人国内研
修会

―能登―

のある歌に合わせて、上げる両手もしなやかに行列は延々と町内の沿道を埋めつくしました。

歌も踊りも、時の移るに従って町民のものとして徐々にしみこんでゆき、町の風物として永続きさせたいものです。

△写真は町流しのひとこま▽



量目の不足や
不良商品を
買っていませんか
量目立入検査の実施△

物価対策の一環として、富山県商工労働部では、市町村や婦人団体と協力して、本年六月から県内の九市と朝日町のほか十七町にわたって、

と、お互いの活動状況を交換し、当面している諸問題についてその解決策について話し合いました。

また、同町にある北陸婦人青少年センターで、朝日町婦人会の活動内容について意見交換し、さらに「共働きの功罪をテーマに婦人の立場と任務について話し合い、婦人会の果たすべき役割、幹部としての使命について話し合いを深め所期の目的を充分達成して帰りました。

△写真は能登の文化財を視察する一行▽

△写真上はその研修風景▽

県民生活と密接な関連のある食料品の量目と計量器の実態や不良商品について立入検査を実施したが、検査内容は

食料品の量目 ガソリン計量器、タクシーのメーター、市町別の価格の違いなどで、

食料品については、豚肉、肉類加工品、食介類加工品乾燥しいたけ、海藻類、乾めん、みそ、菓子、茶、米などで、朝日町での立入検査の成績は別表のとおりであった。

第1回～第4回 ガソリン量器立入検査集計表

市町名	立入事業所数	合格所数	検査台数	合格台数	合格率	不合格台数	不合格率	内訳
朝日町	4	1	19	1	5.2	1	1	誤り

第1回～第4回 タクシーメーター立入検査集計表

市町名	立入事業所数	合格所数	検査台数	合格台数	合格率	不合格台数	不合格率	内訳
朝日町	2	—	13	—	—	—	—	誤り

「幼児教育の
最も大切な時期」

3才児をもつ

家庭のみなさんへ

＝ 教 育 ＝

青少年を守るに 家ぐるみ 町ぐるみ

自転車の二人乗り
無灯火をなくしましょう
おとなも こどもも
交通ルールを守り
みんなで注意しあい
ましょう

第三日曜日は家庭の日
家族みんなで話しあい
力を出しあい
楽しみあいましょう



「三つ子の魂、百まで」といわれるように、幼児期の教育は、その人の一生を支配するといえます。

このような考えにたつて、富山県教育委員会では、今春以来、三歳になつてゐる第一子をお持ちの親を対象としてハガキ通信や巡回相談を通じて家庭教育上の諸問題について具体的な解説をしています。九月からは北日本放送テレビで毎水曜日から午後五時五分(再放送、毎土曜日から午後七時四十五分)から十五分間、しつけや偏食、テレビの見せ方、交通安全など、幼児期の諸問題について放送をしています。

放送は三月始めまで続きますが、テレビ放送を素材として家族全員でこどもの教育、将来について話し合ってみましょう。

◇ 第25回 人権週間 ◇

12月4日～10日

健康で安全な生活を
営むために
人権の確保に
努めましょう

富山地方法務局
富山県人権擁護委員連合会

郵便局では、配達地図や居住者カードなどの整備をして、配達には最大限の努力をしていますが、ちよつとしたあて名部分の書きもらしや、書き違いの場合でも配達されずに返される場合があります。

町名や番地のほか、「〇〇荘〇〇〇号室」とか「〇〇方」と肩書きをはっきりと書いてください。



朝日町善意銀行

今回つぎのように、朝日町善意銀行へ、社会福祉の増進のために、貴重な善意を預託されました。ここに厚くお礼申しあげます。

壺万円
笹川
とく名殿

五万円也 山崎とく名殿

法務局や各市町村におかれている人権擁護委員はみなさんのよい相談相手として活動しています。

困ったことや、悩みをおもちなら
法務局や、近くの人権擁護委員にご
相談ください。朝日町の人権擁護委
員はつぎのかたがたです。

西下町	在田祐芳氏
本町	小沢 浩氏
桜町	上田憲二氏

郵便局だより

郵便物の名あては

詳細正確に

◆ 今月の税金 ◆

● 今月は水利地益税（全期）と固定資産税第三期、国民健康保険税第三期分の納付期限月です。忘れずに月末まで納めましょう。

図書館だより

新しい本がたくさん
入っています
—灯火愛書—



△新しくはいった図書▽

子どもになにを説ませたらよいか	羽仁説子他
日本人の意識構造(続)	会田 雄次
魔娼ひとすじ	久布白落実
肩こりのはなし	加藤 文雄
日本経済の流れ	小島 恒久
落穂の籠	菊田 一夫
タブ号の冒険	田中融二訳
他力本願	寺内 大吉
仏のこころ詩のこころ	紀野 一義

相談ごと案内

心配ごと、苦情
不満などの相談は、

▼行政相談

日時 毎月第一火曜日

▼人權法律相談

日時 十一月十日

▼心配ごと相談

日時 每週火曜日

午前10時～午後三時
朝日町福祉センター

命壽而

◆ 生まれた人

◆結ばれた人

◆ なくなられた人

(昭和四十八年十月十五日現在)

◇出生
(おすこやかに)

舟川新	舟川新	窪田	窪田	下山新	三枚橋	山崎	山崎	山崎	蛭谷	南保	平柳	平柳	道下	荒川	荒川	沼保	沼保	泊	泊	笹川	宮崎	境	境	境	境	境	境
藤田	鍋谷	藤田	東	松田	小川	水野	七沢	常石	北山	佃	中島	末上	岩田	大和	松崎	細田	谷田	水島	手塚	竹内	岩崎	水島	水島	水島	兵庫	根建	
孝之	孝之	直嗣	登	正雄	元彦	幸正	政時	鎮臣	龍男	実	茂	洋己	良二	正海	勲	義隆	克己	敏行	幸雄	巧	健	仁樹	英樹	俊春	守行		
二男	長男	長男	長女	二女	長男	長女	長男	長男	長男	長女	二男	長男	長女	長女	長女	長男	三男	長男	長男	長男	二女	長女	長男	長男	長女	二女	
雅之	猛	直志	博美	まさみ	将史	惠	省吾	喜貴	孝	みね子	智明	吉信	倫子	博美	瑞穂	宏行	隆則	貴英	卓	昌代	真紀	一樹	宏樹	智美	広美		

10月の町内交通事故数

月	件数	死者	負傷者
1月～9月	47	2	52
10月	4	2	3
本年累計	51	4	55



◆ 死 亡 (おくやみ申し上げます)

▽宮崎	△宮崎	△沼保	△草野	△赤川	△赤川	△南保	△山崎	△山崎	△三枚橋	▽下野
野田文雄(七二)	水島善造(八九)	花房ゐい(八八)	新田マツエ(五五)	浜川智(一一)	山田才太郎(七七)	上不貫美子(三三)	長津ミヨ(七五)	長津米次郎(八二)	藤田利三(八〇)	小川ちい(八八)

沼 桜 魚 平 平 沼
津
保 町 市 柳 柳 保
平 金 境 折 畑 大
沢 沢 谷 勝 順 門
佐 一 律 己 子 雅
知 男 子 弘

結婚 (おしあわせに)
泊 梅沢隆吉
富山市 大畑美重子

編集兼發行 朝日町役場
印刷所 函越印刷

送料	十二円
定価	六円
郵便番号	九三九一〇七